

『管理監督者・労務担当者講習』

近年、産業構造の変化や企業間競争の激化に伴い、就労環境が大きく変化している中で、解雇・雇止めや労働条件の引下げ、サービス残業、パワハラやセクハラなど職場におけるトラブルが多発しています。また、企業の労務管理を巡り、1億円を超える損害賠償が命じられた事件も発生しております。

そこで、係長・所長・店長等労働者に時間外労働を命じ作業の指示等を行う管理監督者、労務担当者等向けに労働時間、休日・休暇等の労働基準法及び労働安全衛生法上の基礎的知識、過重労働・メンタルヘルス・パワハラ予防対策、安全衛生配慮義務等の事業場において取り組むべき労務・安全衛生管理上の諸対策、事例研究並びに労働・社会保険制度の概要などに関する講習会を下記により開催します。

管理監督者は配下の労働者に対して安全衛生配慮義務を負うこととなります。管理監督者・労務担当者、事業主の皆様、特に新任の皆様を受講をおすすめ致しますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

1. 日時

	日 程	場 所
第1回	2020年2月21日(金)	若松市民会館(JR若松駅前) 2階 第一集会室
時 間	9:30~16:20	

2. 定 員：40名

3. 受講対象者：労務担当者、管理監督者、事業主の方

4. 受 講 料（消費税・テキスト代込み）（単位：円）

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下各労働基準協会会員	5,500	1,100	6,600
一 般	7,700		8,800

5. カリキュラム

科 目	時 間
労働基準法の基礎知識及び労務管理上の留意事項	9:30~
労働安全衛生法の基礎知識及び労働災害防止対策の基本	11:00~
労働・社会保険制度の概要	13:00~
過重労働・メンタルヘルス対策の概要（ストレスチェックを含む） 及びパワハラ防止対策並びに安全衛生配慮義務（事例研究含む） 並びに働き方改革の概要	14:10~
修了証交付	16:20~

6. 申込み方法

- ① 所定の受講申請書を郵送又はFAXにて若松労働基準協会へお申し込みください。
なお、受講申請書を前もってFAXをして頂きますと、予約として受講枠確保します。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処に送付します。

7. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL：093-751-6563、 FAX：093-863-6567
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会
(振込手数料は貴社にてご負担願います)

FAX:093-863-6567

【管理監督者・労務担当者講習】
受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日	現住所
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
所属 事業所	所在地	〒	
	事業所名 (印不要)	業種.....製造業.....建設業.....その他.....	
		TEL	FAX
連絡先	担当者所属・氏名	(電話)	
		(FAX)	
【受講希望日】 月 日		受講料振込予定日	年 月 日
		受講料(合計)	円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他()協会]			
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない			

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿